

快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、豊中市都市基盤部基盤保全課が発注する「快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に関して、必要な事項を定めるとともに、本業務は本仕様書に従い実施するものとする。

なお、本業務は国の第2世代交付金「万博を契機とした交流人口増加のための地域活性化・魅力発信事業」を活用するものである。

2. 業務の目的

本業務は、子ども・若者・子育て世代等が将来にわたり住み続けたいと思うまちの実現を図るため、市内の歩行空間（駅前広場や歩道等）において、賑わい、憩える快適な空間（以下「憩い空間」という。）を創出するにあたり、現状分析や事例研究、市民ニーズの把握を行い、民間企業にも働きかけながら、各項目のケーススタディを通じ、「快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画」の策定を支援するものである。

3. 対象区域

市内一円

4. 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

5. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

なお、本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、委託者と協議の上、実施しなければならない。

6. 総則

- (1) 本業務を行うにあたり、業務責任者を定め、担当職員と常に連絡調整ができるよう、体制を整えること。
- (2) 業務実施にあたっては、担当職員と十分に協議を行い、誠意をもって作業にあたるものとする。
- (3) 仕様書等に明記していないもので、本業務遂行上必要と判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。
- (4) 本業務実施に伴い、大きく計画に変更が生じると判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。
- (5) 本業務の実施に際し、市民等に不信感や不快感を与えないような言動や行動、服装を心がけること。
- (6) 業務の実施にあたっては、道路法をはじめとした各種関連法令・条項等を遵守すること。

7. 業務内容

(1) 基本条件の整理

①上位計画、関連計画の整理

②現状の把握

駅前広場や生活関連経路、とよなか散歩道における空間の現状把握、およびアンケート調査等による市民ニーズの把握を行う。

③課題の整理

②の現状を踏まえ、課題を整理する。

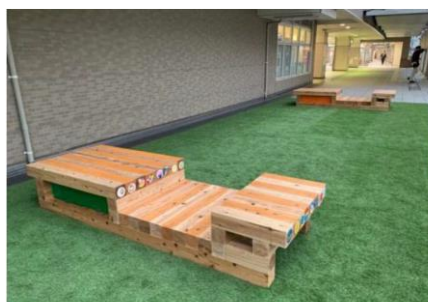
(2) 豊中のイメージに合致した先進事例の研究・調査

(3) ケーススタディ

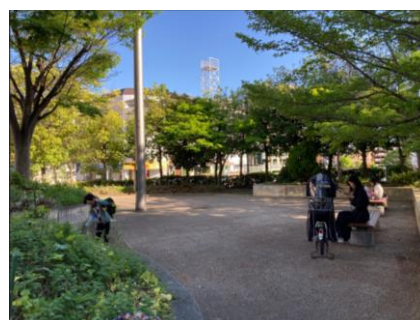
《下記 A～C の場所（添付の位置図参照）におけるケーススタディ》

「快適・賑わい・憩い」の全て又はいずれかを創出するための空間を提案する。

A : 豊中駅前人工広場の活用（民間企業との連携）



B : 緑地公園駅東側道路空間の活用



C : 曽根駅～文化芸術センター（ルート）の活用



(4) 全体の方針づくり

①パターン分析

北摂・豊中のイメージに合致する憩い空間の創出に向けて、ケーススタディをもとにパターン分けを行う。

②整備方法や環境条件等の整理

パターンごとに、整備方法や内容、環境条件等を整理する。

③イメージの作成

憩い空間のイメージ（パース図等）を作成する。

(5) 官民連携の検討

- ・ふるさと納税制度やスポンサー、資材提供、設置場所の提供、整備、維持管理、清掃など、民間活力の導入に向けた具体的な検討を行う。
- ・地元協力団体（公園、道路）との連携に向けた検討を行う。

(6) 快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画（案）の作成

- ・ケーススタディを通して出た課題・問題点を整理し、次年度以降の空間づくりについて検討する。
- ・上記を踏まえ、「快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画（案）」を作成する。

8. 成果品

	提出書類	数量	摘要
1	報告書	1 部	A4サイズ、カラー
2	打合せ簿	1 式	議事録
3	電子データ	1 式	CD-R

9. 役割分担表

検討項目	役割分担		備考
	受託者	豊中市	
基本条件の整理	●	●	市から作業に必要なデータを提供
市民ニーズの把握	●	●	アンケート調査等
豊中のイメージに合致した先進事例の研究・調査	●		
ケーススタディ	●	●	市から作業に必要なデータを提供
全体の方針づくり	●	●	市から作業に必要なデータを提供
官民連携の検討	●	●	市から作業に必要なデータを提供

基本計画（案）の作成	●	●	
打合せ協議	●	●	
現地踏査	●		ケーススタディの箇所
他部局ヒアリング		●	市有施設等
民間への助成制度検討		●	民間で整備
民間寄贈による設置検討		●	ベンチ・フラワーポット等

10. 提供資料

豊中市の各種 GIS データ

11. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用できない。また、貸与資料の保管、その他一切の責任は受託者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市が要求する方法で賠償するか、修理を行い返却することとし、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

12. 成果品等の帰属

本業務で発生する成果品の権利の帰属は全て委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品等を使用してはならない。

13. 個人情報の取り扱い及び守秘義務

受託者は、業務において収集した個人情報については本市個人情報保護条例の趣旨に従い、適正に行うとともに、契約の終了と同時に、本市の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む）等を本市に引渡、又は破棄すること。また、受託者は、業務で知りえた業務上の秘密を第 3 者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

14. 不当介入に対する報告・届出等

受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下、「報告・届出」という。）を行わなければならない。

報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・

届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

15. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出等

豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受託者は契約金額が 500 万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請負人の誓約書は、契約書提出時に提出すること。下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて提出すること。（市のホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照）

16. 人権啓発研修

受託者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならない。

17. 再委託の禁止

軽微な業務以外の委託業務に係る履行について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。その他、「再委託に関するガイドライン」を遵守すること。